

令和 6 年 5 月 31 日

福岡市社会的養育のあり方検討会における意見

自立援助ホーム 柴田 亮

1. 意見・提言(全国自立援助ホーム協議会の調査含む)

●社会的養護を必要とするこどものうち、障がい等のあるこどもの割合

H29 年 46.3% ⇒ R4 年 50.8% (自立援助ホーム)

社会的養護を必要とするこどもにおいては、全体的に障がい等のあるこどもが増加しており、自立援助ホームでも、R4 年調査では、入所児童の半数が障がい等を抱えていることがわかる。

●精神的ケアが必要な利用者の増加

特に女子ホームでの傾向が高い(かんらん舎の状況)

令和元年度 実利用者数 9 名(一時保護含む)うち 2 名が定期的な精神科通院

令和 2 年度 実利用者数 7 名(一時保護含む)うち 4 名が定期的な精神科通院

令和 3 年度 実利用者数 9 名(一時保護含む)うち 4 名精神科受診

令和 4 年度 実利用者数 7 名(一時保護含む)うち 4 名精神科受診

令和 5 年度 実利用者数 8 名(一時保護含む)うち 3 名定期的な精神科通院

※理由としては、不登校、多量服薬、不安、外傷後ストレス、性的苦悩、性化行動、うつ、リストカット、愛着形成障害、ADHD、ASD、双極性障害、眠れない、フラッシュバックなど

⇒医療機関との連携がより求められる。また、障がい等を抱えているこどもの入所が増えていることも含めて、高機能、多機能化が求められる中で、自立援助ホームの機能別の棲み分けも必要ではないか。また、年齢要件の弾力化により、一定数は、ホーム入所の長期化が想定され、新規入所の受け入れが難しくなるのではないか。

そもそもの自立援助ホームの数は妥当なのか。

市外の自立援助ホームに入所するケース(数)は妥当なのか。

- 児童自立生活援助事業(1 型、2 型、3 型)をどのように活用するのか。(福岡市として)
 - ・このような場合は、何型を活用するなど、ガイドライン的な物は設けられるのか。
 - ・20 歳以上での新規利用希望者をどのように判断していくのか。
⇒高校や大学等に就学中であることはわかりやすいが、やむを得ない事情をどう解釈していくのか。
 - ・年齢要件の弾力化だが、一定の年齢基準のガイドライン的な物は設けられるのか。
 - ・入所中に 20 歳を超えての利用者の退所時期をどのように考えていくのか。
⇒高校や大学等に在学中または、障がいのグループホームへの入所がふさわしくそのホームに入所できる時期が明確な場合などはわかりやすいが、それ以外のケースをどう判断するのか。

- 18 歳以上が一時的に利用できる一時保護所のような機能ができないか。
未成年者でも家庭等に居場所がないこどものニーズにあわせた必要な支援を受けられ、宿泊もできる居場所が作れないか。
⇒ホームに入所中の利用者が様々な理由(パパ活、薬物など本人だけではなく、他児への影響など)でホームでの生活が難しくなった場合に、ホームとは違う場所で一時的に振り返りを行うような場合を想定。
また、一時保護や施設に入所等を望まないが、家庭等に居場所がないこども・若者が必要な支援を受けられ、宿泊もできる安全な居場所を想定。
その場合、下記 2 つの事業を今後取り組んでいく必要はないのか。

【社会的養護自立支援拠点事業】

- ① 相互交流の場の提供
 - ② 支援計画の策定
 - ③ 相談支援
 - ④ 心理療法連携支援
 - ⑤ 法律相談連携支援
 - ⑥ 一時避難かつ短期間の居場所の提供
- ①、②、③は「必須」だが、④、⑤、⑥は「必要に応じて実施」になっているので、特に⑥の事業内容の重要性と＋児童自立支援関連事業の「休日夜間緊急支援事業」をセットで早期に事業開始されることをお願いしたい。

【こども若者シェルター・相談支援事業】

- ① 宿泊を含む居場所の提供及び生活支援、相談支援(こども若者シェルター)
- ② 心理療法(カウンセリング)支援
- ③ 日中の居場所の提供、就労支援、就学支援
- ④ 弁護士連携支援
- ⑤ 送迎支援

※入所の条件は特に設けないのが良いのではないかと。